

公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会
慶弔見舞金規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会の会員等の慶弔見舞金の支給に関することを定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員等とは、会員、会員外監事、顧問、相談役及び事務員をいう。
- (2) 慶弔見舞金は祝金、弔慰金、見舞金、香典、電報料、弔花代などとする。慶事、弔事または見舞い事に支給するものとし、電報料と弔花代は現物とする。

(慶事の支給)

第3条 慶事の支給は次に掲げるものとする。

- (1) 会員等本人が結婚したとき、電報料(祝電)と祝金1万円を支給する。但し、会員等一人につき支給は1回限りとする。
- (2) 関連団体等に対する祝金や電報料(祝電)は、理事会が必要と認めたものに支給することができる。

(弔事の支給)

第4条 弔事の支給は次に掲げるものとする。

- (1) 会員等又はその配偶者が死亡したとき、電報料(弔電)と弔花代(弔花)及び弔慰金1万円を支給する。
- (2) 会員等又はその配偶者の父母、会員等の子が死亡したときは、電報料(弔電)と弔花代(弔花)を支給することができる。
- (3) 会員等又はその配偶者の祖父母、兄弟姉妹、孫、会員等本人の叔父(伯父)叔母(伯母)が死亡したときは、電報料(弔電)を支給することができる。
- (4) 関連団体の個人や、この法人に30年以上在籍し、この法人の発展に貢献するなどした元会員が死亡したときは、理事会が必要と認めたものに電報料(弔電)と弔花代(弔花)及び香典を支給することができる。

(見舞い事の支給)

第5条 見舞い事の支給は次に掲げるものとする。

- (1) 会員等が病気又は事故等により、10日以上入院したときは5千円、30日以上入院したときは1万円の見舞金を支給する。但し、同一疾患については1回限りとし、同一会員等に対して3年以内に2回の支給は行わない。
- (2) 会員等が火災或いは風水害等により、被害を被ったときは、見舞金1万円を上限

として支給するものとする。

- (3) その他、理事会が必要と認めたものに支給することができる。また、この法人は理事会の承認を得て、見舞金の寄付を会員へ募ることができる。

(その他)

第6条

- (1) 慶弔見舞金を受けようとするときは、会員等若しくはその家族が申請するものとし地区長を経由して行う。尚、必要に応じて事実を証明する書類を添付又は掲示するものとする。
- (2) 弔電の際、お悔やみ電報の台紙は、押し花電報・毛筆体の縦書きとする。NTT お悔やみ電報の文面は会員等本人が文例の7506番、会員等の家族が文例の7513番、会員等の父母は文例の7522番・7532番を参考とする。
- (3) 祝電の際、お祝い電報の台紙は、押し花電報・毛筆体の縦書きとする。NTT お祝い電報の文面は、文例の1108番を参考とする。

(改正)

第7条 この規定の改正は理事会において決議し、総会において報告するものとする。

附 則

この規程は、平成22年8月23日から実施する。

平成28年度第5回理事会（平成29年3月12日）において第1条以下の社員の呼称を会員に変更予定を決議。（平成29年度定時社員総会において社員の呼称変更が承認された場合に慶弔見舞金規程においても変更する）